

# 利用者負担額（保育料等）における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書

年 月 日

木津川市長 宛て

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、利用者負担額（保育料等）の算定に係る所得の額の計算において、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、利用者負担額（保育料等）の算定に係る所得の額の計算の対象となる年（前年。ただし、4月から8月分利用者負担額については前々年）の12月31日時点及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んでください。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族である子又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

私は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、木津川市が児童扶養手当に関する情報並びに申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 【添付書類】

1. 申請者の戸籍全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）  
※有効期限内の児童扶養手当証書の写しにより、戸籍全部事項証明書に代えることができます。
2. 必要に応じて、他に書類の提出を求める場合があります。

## 【注意事項】 ※必ずお読みください。

- ・寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、利用者負担額（保育料等）が変わらない場合があります。
- ・本特例の適用は、原則申請のあった月の翌月からとなります。
- ・世帯状況等に変更があった場合は、速やかに変更申請書を提出してください。
- ・未婚のひとり親でなくなった場合、当該日以降の最初の9月より特例の適用対象外となります。
- ・本申請は、年度末までの適用となります。みなし適用期間終了後も適用を受ける場合は、年度更新の手続きが必要です。
- ・虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、保育料等の減額分など全額返還していただきます。
- ・生活保護受給者、市町村民税非課税（所得割非課税含む）世帯の方、市外在住の方は対象外です。